

## 「オフィスナビ」利用規約

本規約は、株式会社ナビコーポレーション（通称：オフィスナビ 以下運営者という）が会員に対して提供するバーチャルオフィスサービス等に関し定めたものです。運営者への会員資格の申込にあたっては下記の条項に同意したものとし、また、会員は本規約を十分に理解した上でバーチャルオフィスサービスを利用するものとします。

### 第1条（定義）

本規約において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

1. 運営者：株式会社ナビコーポレーション（通称：オフィスナビ）
2. バーチャルオフィス：契約書・申込書に基づいて運営者が会員に対して提供するサービスをいう。
3. サービス：運営者からバーチャルオフィスサービスとして会員に提供されるサービスをいう。
4. 会員：本規約に同意の上、運営者にバーチャルオフィスサービスの利用を申し込み、所定の審査を経て、その承認を受け、会員資格を付与されたものをいう。
5. サイト：運営者が提供するウェブサイト（<https://ofnavi.com/>）をいう。
6. 会員情報：会員の属性に関する情報で、会員が運営者に提出、開示したもの及び運営者が業務運営上知り得たものをいう。
7. 営業日：運営者が業務を行う日をいう。
8. 提供住所等：運営者がバーチャルオフィスサービスの一環として会員に対し提供する住所、電話番号及びFAX番号等をいう。
9. 提供場所：運営者がバーチャルオフィスサービスの一環として会員に対し提供する住所をいう。

第2条（趣旨） 運営者と会員は協力し、健全で会員の信用及び利益増進に寄与するよう環境の構築に努力する。

### 第3条（本規約の変更）

1. 本規約はバーチャルオフィスサービスを利用するすべての会員に適用されるものとする。
2. 運営者は、本規約を予告なく変更、追加することができる。
3. 変更後の規約は、運営者が別途定める場合を除いて、本サイトに表示した時点より効力を生じるものとする。
4. 本規約の変更、追加の効力が生じた後、会員がバーチャルオフィスサービスを利用した際には、変更・追加後の本規約の全ての記載内容に同意したものとみなす。

### 第4条（会員情報の取扱）

運営者は会員情報について守秘義務を負い、原則として、会員情報を会員の事前の同意なく第三者に対して開示しない。但し、次の各号の場合には、運営者は会員の事前の同意なく会員情報を開示できるものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 人に生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

会員情報については、本サイトに表示する「プライバシーポリシー」に従い、運営者が適切に管理、取り扱うものとする。

運営者は、会員情報について、バーチャルオフィス運営以外の目的には使用しない。

#### 第5条（入会申込）

バーチャルオフィスサービスを受けようとする者は、本規約を遵守することに同意の上、本サイト上の「申込フォーム」に必要事項を記載して、運営者に入会の申込をするか電話にて申込をする。

入会の申込を受けた運営者は、「入会手続き」等を申込者から通知されたメールアドレス宛に送るとともに簡易書留郵便を送付し、申込者の本人確認を行う。

申込者は、「入会手続き」に従い、次の各号に定める書類を送付する。

##### 1. 個人による入会申込みの場合（個人会員）

- ① 申込者の運転免許証、健康保険証または住民票等の公的機関が発行する書類で、現在の住所、生年月日の記載のあるもの。但し、有効期間のあるものは有効期間内のものとし、住民票については発行日より6カ月以内のものに限る。

##### 2. 法人による入会申込みの場合（法人会員）

- ① 当該法人の履歴事項全部証明書（発行日より6カ月以内のもの）
- ② 当該法人の代表者または担当者の運転免許証、健康保険証または住民票等の公的機関が発行する書類で、現在の住所、生年月日の記載のあるもの。但し、有効期間のあるものは有効期間内のものとし、住民票については発行日より6カ月以内のものに限る。

#### 第6条（入会審査）

1. 入会の可否にかかわらず、提出書類の返還は行わないこととし、申込者から提出された情報の取扱いについては、本規則第4条の定めによるものとする。
2. 申込者について、「出会い系」、「情報販売」、「未公開株の取引」等で詐欺行為や風俗営業に関する事業内容やその他法律に抵触する可能性のある事業内容が疑われる場合、入会は認めない。また入会後において、「出会い系」、「情報販売」、「未公開株の取引」等で詐欺行為や風俗営業に関する事業内容やその他法律に抵触する可能性のある事業を行っている疑いがある場合も即時契約を解除し、退

会するものとする。(この場合、入会金、利用料等の返金は一切行わないものとする)

3. 申込者から、定められた期日までに提出書類の提出がなかった場合は、入会の申込みが撤回されたものとみなします。また、その場合、再度の申込みには応じない。

#### 第7条 (入会の手続)

1. 申込者は、運営者から入会を承認するメール等が届いた場合は、運営者がそのメール等を当該申込者に対して送信等した日の翌日から起算して3営業日以内に所定の入会金または契約金(以下「入会金等」という)を運営者の指定する金融機関預金口座に入金する方法によって支払うものとする。
2. 運営者は入会金等の入金を確認した後、申込者に対し、契約の内容についてメール等で連絡するとともに「利用契約書(またはこれに準ずる書類)」等を「転送不要の書留郵便」を使用して、申込者の住所に送るものとする。申込者がこれを受領した日からサービス開始とする。

#### 第7条-2 (入会の手続-来店の場合)

1. 来店での契約の場合、運転免許証、パスポート、住基カード(写真付き公的機関が発行する書類)により本人確認をする。
2. 申込サービスの支払いがなされたとき、サービス開始とする。

#### 第8条 (権利の譲渡禁止)

1. 会員資格は、第5条~第7条の手続きを経て入会を承認された者(法人の場合は代表者)のみ付与されるものとし、その譲渡は禁止する。但し、法人会員の代表者変更の場合で事前の審査の結果、運営者が会員資格の付与を認めた場合は、この限りではない。
2. 会員資格について、質権の設定やその他の担保に供する等の行為は禁止する。

#### 第9条 (営業日及び営業時間)

運営者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日：毎週の月曜日から金曜日までとする。但し、以下の日を除く。  
① 国民の祝日 ②その他、運営者が予め休業日として会員に通知した日
2. 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

#### 第10条 (郵便物等の取扱)

1. 運営者は、会員との利用契約に基づき、会員宛の郵便物ならびに宅配物(以下「郵便物等」という)を代理受領し、メール等所定の方法で会員に報告するとともに保管、転送、引渡しを行う。
2. 郵便物の転送は、会員との利用契約に基づく郵便物転送先住所及び宛名(以下「転送先」という)に行う。
3. 運営者による郵便物等の保管期間は、運営者が当該郵便物等を受領した日の翌日から起算して30日間とする。
4. 前項に定める保管期間を経過しても郵便物等の引取りがない場合、運営者は、当該会員に通知した上

で、郵便物等の有償保管または廃棄することができる。

5. 前項に定める通知は、廃棄日の2週間前までに会員の連絡先メールアドレスに宛ててメールで、または会員の住所に宛てて書面で行う。
6. 受取郵便物等の無料保管期間は、最長1カ月間とします。1カ月を過ぎますと、別途保管料として月額1,000円を申し受けます。

#### 第11条（利用料の支払）

サービス開始日時は、入金確認後とします。

料金は前払いとし、入会時に契約した機関の終了1週間前までに運営者より継続に必要な費用に関する請求書を発行する。契約期間終了日までに入金を確認できた場合、会員資格を継続する。必要費用が未納の場合は、当該サービスを停止し、3日以上継続して連絡が取れない場合は、契約解除とする。

なお、如何なる理由があっても、一旦入金した利用料金は返金いたしません。

#### 第12条（会員資格の停止及び強制退会処分）

運営者は、会員が以下のいずれかに該当すると判断した場合、理由の如何を問わず、会員への事前の通知または催告をせず、会員資格を一時停止し、または会員資格を剥奪して強制退会処分とすることができる。

1. 本契約ならびにバーチャルオフィス運営に関連し作成、告知された規則に違反した場合
2. 犯罪収益移転防止法の規定による住所確認ができない場合
3. 利用契約や登録事項の登録に際して、虚偽の申告を行った場合
4. 契約書に記載された事業内容以外の事業を無断で行った場合
5. バーチャルオフィスの利用料金や立替金、契約金等の支払日を無断で遅延した場合
6. 登録された緊急連絡先や登録されたメールアドレスに3日以上継続して連絡が取れない場合
7. 運営者や他の会員の信用を毀損しまたは損害を与えた場合
8. サービスの利用状況や被害の申し出等から、刑事事件に関与していることが疑われる場合
9. 公序良俗に反した行動があった場合
10. その他、前各号に準ずる事由があった場合

#### 第13条（強制退会処分）

1. 強制退会処分により会員資格を剥奪する場合は、当該会員の届出た連絡先メールアドレスに宛ててメールで、または会員の住所に宛てて書面で、強制退会処分の効力発生日（以下本条において「効力発生日」という）を通知して行う。
2. 運営者は、効力発生日をもって当該会員に対するすべてのバーチャルオフィスサービスの利用を停止する。また、強制退会処分によって当該会員に基本利用料等の未利用分を料金が発生してもその返金は行わない。
3. 第1項に定める通知を受けた会員は、提供住所等をインターネット上、名刺、パンフレット等に記載している場合は、効力発生日までにそのすべてを削除、破棄しなければならない。なお、会員以外の者が会員の情報として、提供住所をインターネット上で表記している場合も、当該会員の責任下

で、効力発生日までにそのすべてを削除、破棄しなければならない。

4. 第1項に定める通知を受けた会員は、提供住所を登記に使用している場合は、効力発生日までにその変更、もしくは抹消の登記を行わなくてはならない。
5. 第3項及び前項に定める効力発生日までに履行されなかった場合、運営者は下記金員の合計額を当該元会員に請求することができる。
  - ① 効力発生日の翌日から第3項及び前項に定める事項の履行日までの間、当該会員がバーチャルオフィスの利用を継続していた場合に運営者に対して支払うべき利用料
  - ② 前号の利用料金について、当該元会員がバーチャルオフィスの利用を継続していた場合の約定による支払日から第3項及び前項に定める事項の履行日まで年14.5%の割合による遅延損害金
  - ③ 違約金として金6万円

#### 第14条（免責）

運営者は、バーチャルオフィスサービスの利用により発生した会員の損害、及びバーチャルオフィスサービスの提供に関連して会員または第三者が被った被害について、一切の責任および損害賠償責任を負わないものとする。

#### 第15条（管轄裁判所）

運営者と会員（過去に会員であったものを含む）の間に係争が生じた場合、第一審の合意管轄裁判は、東京簡易裁判所および東京地方裁判所とする。